

平成25年 第1回

教育委員会臨時会会議録

平成25年1月29日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2366号

平成25年第1回臨時会

日 時 平成25年1月29日（火） 午前10時01分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	澤 孝一郎
	委 員	綱 川 智 久
	委 員	永 山 幸 江
	教 育 長	小 池 眞喜夫

「欠席委員」	委員長職務代理者	小 島 洋 祐
--------	----------	---------

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	安 田 雅 俊
	庶 務 課 長	奥 野 佳 宏
	教育政策担当課長	山 本 睦 美
	学校施設計画担当課長	大久保 光 正
	学 務 課 長	佐 藤 雅 志
	生涯学習推進課長	白 井 隆 司
	国体推進担当課長	上 村 隆
	図書・文化財課長	沼 倉 賢 司
	指 導 室 長	平 田 英 司

「書 記」	庶務課庶務係長	柏 正 彦
	庶務課庶務係	遠 藤 由香里

「議題等」

日程第1 会議録の承認

第2356号 第8回定例会（平成24年8月20日開催）

日程第2 審議事項

- 1 議案第1号 教育委員会所管の公の施設の管理運営の方向性について
- 2 議案第2号 港区立校外学園条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第3号 港区立生涯学習センター条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第4号 港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第5号 港区スポーツセンター条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第6号 港区立運動場条例の一部を改正する条例について

- 7 議案第7号 港区立武道場条例の一部を改正する条例について
- 8 議案第8号 港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例について

日程第3 教育長報告事項

- 1 平成24年度教育委員会表彰受賞者について
- 2 港区幼稚園教育振興の検討に係るアンケート調査について
- 3 新教育センター等整備事業に関する受託契約の変更について
- 4 中之町幼稚園仮設園舎設置と赤坂中学校改築について
- 5 幼児・児童・生徒の事故発生状況報告について
- 6 学校給食の生ごみリサイクルについて
- 7 生涯学習推進課の2月事業予定について
- 8 図書館・郷土資料館の2月行事予定について
- 9 2月指導室事業予定について
- 10 平成24年度卒業式・修了式「お祝いの言葉」について

「開 会」

○澤委員長 おはようございます。定刻を1分程過ぎましたけれども、平成25年第1回港区教育委員会臨時会を開催させていただきます。

2013年もスタートして、1月もう終わりです。新年の行事も徐々に終わって、いよいよ新しい年も本格的に軌道に乗ってきたかなと思います。小学6年生に関しては、できるだけ区立中学校に来てもらいたいと我々は思っておりますが、受験をされる子もいます。中学校3年生に関しましては、受験という大きな課題が控えています。今、インフルエンザがはやっているということで、ぜひとも子どもたちに日頃の実力を十分に発揮できるような、そういう状態で受験に臨んでもらいたいと思っております。

それから本日は、職務代理の小島委員から、どうしても外せない用事があって欠席との連絡をいただいておりますので、ご承知おきください。

それでは、日程に入ります。

(午前10時01分)

「会議録署名委員」

○澤委員長 本日の署名委員は、綱川委員、よろしくお願いいたします。

第1 会議録の承認

第2356号 第8回定例会（平成24年8月20日開催）

○澤委員長 まず、会議録の承認ですけれども、平成24年8月20日開催の第2356号、第8回の会議録につきましては、既に皆様のところにご配布されていると思いますけれども、承認ということでよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

第2 審議事項

1 議案第1号 教育委員会所管の公の施設の管理運営の方向性について

○澤委員長 続きまして、日程第2、審議事項に入ります。

まず初めに、議案第1号「教育委員会所管の公の施設の管理運営の方向性について」。庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、教育委員会議案資料ナンバー1をご覧ください。

本案は、教育委員会所管の公の施設の管理運営の方向性についてご審議いただくものでございます。

これまで区では、民間事業者が持つノウハウやアイデア、専門性を活用し、利用者、あるいは区民のニーズへの柔軟かつ迅速な対応、効率的で効果的なサービスを提供してきてございます。その公の施設に関しまして、新たに指定管理者制度を導入する施設がございます。

資料の1ページ目をご覧ください。

施設名称ですが「芝浦南ふ頭公園運動場」、これは海岸のレインボーブリッジの下にある施設で、施設種別は運動場でございます。この施設は、他の運動場、スポーツセンター及び武道場とグループ化を図り、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間で指定期間とする、指定管理者により管理を行う予定でございます。また、本案につきましては、平成25年第1回定例会で設置条例の改正を予定しているものでございます。

2点目が、麻布図書館です。施設種別は図書館で、指定期間が平成26年7月1日から平成31年3月31日までの4年9カ月を指定期間とすることを予定しております。運動場と同様、平成25年第1回定例会で施設設置条例の改正を予定してございます。

2ページ目をご覧ください。2ページ目は、既に指定管理者制度を導入して施設の管理を行っているものですが、指定管理期間が切れることから、新たに指定管理者を指定する施設としての表でございます。

図書館関係では、三田図書館、麻布図書館、赤坂図書館、高輪図書館、高輪図書館分室、港南図書館を1グループ、そして、生涯学習センターと青山生涯学習館のグループ、また、スポーツセンター、麻布運動場、青山運動場、芝浦中央公園運動場、芝給水所公園運動場、埠頭少年野球場、仮称になりますが愛宕弓道場、芝公園多目的運動場、芝浦南ふ頭公園運動広場、氷川武道場を一つのグループとする施設でございます。

なお、新たに指定管理制度を導入する施設については、所管の課長から補足の説明をさせていただきます。

○生涯学習推進課長 新規に指定管理者制度を導入する施設でございます。芝浦南ふ頭公園運動広場でございます。こちらは現在、直営といたしますか、私ども生涯学習推進課で管理を行ってございます。そうした管理運営形態を指定管理者制度を導入することによりまして、また、ほかの運動場と一体化して運用することによりまして、区民サービスを向上させたいと考えてございます。そのため今回、指定管理者制度を導入するものでございます。

○図書・文化財課長 続きまして、麻布図書館でございます。麻布図書館につきましては、現在、施設の老朽化等に伴いまして休館をしてございます。今、建替えの工事を現地の方で進めているところでございます。工事の方が平成26年度5月を目途に完了という予定になってございまして、続きまして7月から本施設の新たなオープンということで予定してございます。オープンに際しまして、現時点の仮設の麻布図書サービスセンターにつきましては、仮施設ということで事業者の方に委託をして業務委託で運用してございますけれども、新たな麻布図書館に関しましては、指定管理者制度を導入いたしまして、事業者の専門性やノウハウを活用した運営を図り、区民サービスの向上に努めていきたいというふうに考えてございます。

○生涯学習推進課長 補足をさせていただきます。今回、スポーツセンター、運動場をグループ化をしまして指定管理の公募を行います。その際でございますが、今回、運動場、武道場につきましても利用料金制を採用しまして、区民サービスの向上に取り組みたいと考えてございます。より事

業者にインセンティブを与えまして、より事業者が積極的な事業展開ができるように今回仕組みを改めたいというものでございます。そのため、今回、スポーツセンターに加えまして運動場、武道場につきましても、利用料金制を導入させていただくものでございます。

○庶務課長 説明は以上でございます。よろしくご審議のほど認定をお願いいたします。

○綱川委員 芝浦南ふ頭公園運動広場なのですけれども、今までここだけ外れていたというか、指定管理にならなかった理由というのは何かあったのでしょうか。

○生涯学習推進課長 現在芝浦南ふ頭公園に管理棟がございません。そうした管理棟がなかったところから、これまでの導入を検討してこなかった経緯がございました。改めまして、指定管理者部門の企画課と調整をしましたところ、特段、指定管理者導入に当たっての要件ではないと確認いたしましたので、今回、よりサービスを向上させるため、また、職員が実際にこちらの方に行きまして電球を交換したり東京電力の点検を立ち会ったりしているような状況がございますので、近隣の埠頭公園少年野球場とサービスを連動させるほうがより効果的だという判断に至りまして、今回導入するものでございます。

○澤委員長 今、生涯学習推進課長が言われた理由で新たに芝浦南ふ頭公園運動広場を指定管理者に運営を委任する。それと麻布図書館は新たにできるということで、これはほかの図書館と同じように指定管理者制度を採用したということですね。

それと庶務課長、今まで指定管理者制度を導入していた施設も引き続き指定管理者で運営したいということも議案の中に入っているわけですね。

○庶務課長 はい、入ってございます。

○澤委員長 私は趣味で青山運動場のテニスコートを利用しておりますけれども、先日の雪のときも早々と管理者が雪を除いてくれて、早くできたりということがありました。それから図書館の方は、これは毎月報告をもらっておりますけれども、それぞれが独自の行事、非常に興味深い行事を企画して区民に提供していますが、現時点で指定管理者にしたことによって区民の皆様から何かクレームとかそういったことは、生涯学習推進課長、図書・文化財課長、ありますか。

○生涯学習推進課長 指定管理者制度は、運動場、スポーツセンター、武道場も導入してございます。特段、指定管理者制度を導入したことによってサービスが低下したというようなご意見はいただいていない状況がございます。指定管理者制度につきましても、今現在安定的に事業運営を行っているとは判断してございます。これからの、次期の平成26年4月からの選定でございますが、よりサービスが積極的に提供できるように新規の事業者選定に当たっていきたくと考えてございます。

○図書・文化財課長 図書館の方につきましても、指定管理者制度にしたことによって具体的なサービス低下になったとかというようなクレームについては私どもは承っておりません。いずれにいたしましても、利用者の方との対面でのサービスですので、利用者によっては、やはりちょっとしたことでもクレームといいますかご意見というのはもちろん日々ございますけれども、そういったところに対しましても、指定管理者側のご意見に対しての対応ということも日々行っているという

ふうと考えておりますが、事業等につきましても、先程委員長がおっしゃいましたとおり、各館でアイデアを出し、利用者が興味を持つ企画等の事業をやっておりますので、より充実してきているかなというふうに考えます。

○綱川委員 あと今後の方向性なのですけれども、まだ指定管理者制度ではなくて直営のところがありますね。江戸川の河川敷グラウンドにつきましては、今後どういうふうにお考えですか。

○生涯学習推進課長 指定管理者制度の導入の中で、公の施設という位置づけがございます。今、委員にご指摘いただきました江戸川の河川敷グラウンドにつきましては、民間の施設を借り上げる形で運営をしています。公の施設という位置づけで現在運営をなされていない状況がございます。

○澤委員長 ほかに何かございますでしょうか。

なければ採決に入りたいと思います。

議案第1号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、議案第1号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

2 議案第2号 港区立校外学園条例の一部を改正する条例について

3 議案第3号 港区立生涯学習センター条例の一部を改正する条例について

4 議案第4号 港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例について

8 議案第8号 港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例について

○澤委員長 次に、同じく議案の審議でございますけれども、若干審議の順序を変更したいと思いますのでお諮りします。

議案第2号「港区立校外学園条例の一部を改正する条例について」、議案第3号「港区立生涯学習センターと条例の一部を改正する条例について」、議案第4号「港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例について」は順番どおりなのですけれども、飛ばしまして議案第8号「港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例について」、この4件が改正の理由が同一ということで、一括して説明を受けたいと思います。議案第2号、第3号、第4号、第8号、この4件を一括して説明を受けて、質疑応答を行い、1件ずつ採決を行いたいと思いますけれども、よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○澤委員長 ありがとうございます。

それでは、関連する学務課長、生涯学習推進課長、順に説明をよろしくお願いします。

○学務課長 それでは、議案第2号「港区立校外学園条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

議案資料の説明の前に、参考資料としてご配布した資料をご覧いただきたいと思います。これは公の施設に係る使用料の還付ということで、区で新たに定めた方針でございます。

現在、区民の皆さんが利用する教育施設を含む公の施設では、自己都合で利用を取り消した場合、「既に納められた使用料は、還付しない」と規定してございます。しかしながら、還付されない

ことに対する利用者等からの要望がございまして、区として現在の取り扱いを使用料は原則還付するというものに変更いたしまして、利用者の要望に応えるとともに、施設を利用しない場合は取り消ししていただくということを促しまして、結果、より大きくの皆さんの利用機会の確保につなげていきたいということで今回方針として決定したものでございます。

資料の2の変更の内容でございますが、還付の内容につきましては、利用日の7日前までに取り消しがあった場合は全額、6日前から前日までは2分の1還付するというところでございます。

2ページ目の3番、変更する時期でございますが、関係する条例や規則を改正いたしまして、平成25年4月1日からいたします。

今後のスケジュールにつきましては、3ページにございますとおり、平成25年第1回港区議会定例会で各施設設置条例の一部改正議案を提出する予定としてございます。

それでは、本日の議案資料をごらんください。

本案につきましては、今ご説明した区の方針に基づきまして、箱根ニコニコ高原学園について条例の一部改正する必要があることから提出するものでございます。

改正内容につきましては、3枚目の新旧対照表をごらんください。下が現行、上が改正案でございます。現行では条例の第8条「使用料は、還付しない」と規定してございますが、改正によりまして上段でございますが、「使用料の全額又は一部を還付することができる」というものに変えるものでございます。

なお、還付額につきましては、改めて規則改正により規定してまいります。

条例の施行期日は、平成25年4月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願いいたします。

○生涯学習推進課長 ただいま議案となりました生涯学習推進課の議案でございます。議案第3号「港区立生涯学習センター条例の一部を改正する条例」、それから議案第4号「港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例」、三つ飛びまして議案第8号「港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例」の3議案についてです。3議案とも生涯学習センター、青山生涯学習館、小・中学校の一般開放の各施設の利用者サービスの充実のため、使用料の還付に係る規定を整備するものでございます。

内容としましては、先程学務課長から説明のとおり、区全体で取り扱いを改めるものでございます。既に納付された使用料について、施設を利用しないときは、教育委員会規則で定めるところにより還付することができる規定に改めるものでございます。そのため、今回条例改正をお願いしてございます。

新旧対照表をご覧ください。新旧対照表、生涯学習センター条例新旧対照表、「使用料の不還付」から「使用料の還付」に改めるものでございます。こちらの文言につきましては、生涯学習センター、生涯学習館条例、港区立学校施設等使用条例の3案とも同じ文言となっております。

次改正案でございますが、使用料の不還付、「既に納めた使用料は、還付しない」というところから、使用料の還付としまして、「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、既に納付さ

れた使用料の全部又は一部を還付することができる」という形に改めるものでございます。

続きまして、議案第8号「港区立学校施設等使用条例」、新旧対照表をご覧ください。

こちらにつきましても、現行、使用料の不還付、「既に納めた使用料は、還付しない」という規定から、使用料の還付、「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる」という規定に改めるものでございます。

いずれの3案——議案第3号、議案第4号、議案第8号とも平成25年4月1日から施行することを予定してございます。以上です。

○澤委員長 ありがとうございます。

議案の説明をもらいましたけれども、何か質問等はございますでしょうか。

いずれにしましても、従来使用者側の都合で予約をキャンセルした場合は、還付はしない、そういう原則でした。還付をしないとなるとキャンセルした場合に、だれかが利用したくても利用できない。利用してもらおうと区としては使用料を取ることになる。そうすると二重に取るということになって、それはまずいなということなのでしょうけれども、今回そういう不都合もあるので、基本的には何日か前までに申し出をいただければ還付する。空いた施設はほかに利用したい人があれば利用できるような、そういう道をつくろうということが大きな理由かなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○綱川委員 利用取り消しの申し出というところなのですけれども、今回還付というお金の絡むこととなりますので、申し出がどういうものが申し出だとか、そういうことをしっかりしておかないと、例えば文書でやるのかとか、口頭でいいのか、電話でいいのかとか、その辺はちゃんと利用者に周知をすることが必要だと思うのですけれども、その辺はどのようになさいますでしょうか。

○学務課長 使用料の還付の額、どれぐらい、全額かどうかという細かなところは、今後また規則を改正いたしまして、そこできちんと還付申請書の規定とか、このあたりを明確にして周知していきたいと思っております。

○生涯学習推進課長 生涯学習推進課の3施設とも今、学務課長の説明のとおり、これから規則で定めてまいります。利用承認書の提出があった場合から適用することを基本に考えたいと思います。

○澤委員長 よろしく申し上げます。ほかに。

○永山委員 学校施設についてなのですけれども、現在、もしかしてシステムが違うのかもしれませんが、学校施設を利用する場合、校長先生が窓口になっているものは、また別の案件なのですよ。施設とのやりとりが。すごく大変そうなので。

○生涯学習推進課長 今、永山委員のご指摘ございました学校施設の一般開放でございますが、利用に当たりましては、利用希望校に申し込みまして、学校長の承認を得て利用するという仕組みでございます。主に実態としましては、学校の副校長が対応しているというふうに聞いてございます。

○永山委員 すごく大変そうなので、やりやすい、もう少しシステム化し、あまり負担がかからない方向を何か考えていただきたいと思います。

○生涯学習推進課長 所管の方としましても、学校施設の一般開放につきましては、学校にかなり

負担をかけている状況というのは認識してございます。これから省力化に向けて検討していきたいと思っております。

○澤委員長 永山委員の質問のように、子どもたちの教育が本分ですから、学校側は色々、事務的なことで煩雑に時間をとられるということはあまりいいことではない。ただ、区の施設として学校の施設も区民の皆さんに十二分に活用していただきたい。そういう趣旨は一番大事なことですけれども、学校にあまり負担をかけないような、そういう方向でまたよろしく検討をお願いします。

それでは、ほかになければ採決に入ってよろしゅうございませうか。

それでは、議案第2号「港区立校外学園条例の一部を改正する条例」につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、議案第2号につきましては、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第3号「港区立生涯学習センター条例の一部を改正する条例について」ですけれども、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 ありがとうございます。

それでは、議案第3号につきましても、原案どおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第4号ですけれども、「港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例について」、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 ありがとうございます。

議案第4号につきましても、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、今、永山委員から質問ありました議案第8号についても、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 ありがとうございます。

それでは、議案第8号につきましても、原案どおり可決することに決定いたしました。

5 議案第5号 港区スポーツセンター条例の一部を改正する条例について

○澤委員長 日程を戻しまして、次に議案第5号「港区スポーツセンター条例の一部を改正する条例について」。生涯学習推進課長、説明をよろしくをお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、ただいま議題となりました「港区スポーツセンター条例の一部を改正する条例について」でございます。議案資料番号5番をご覧ください。

こちらの方、議案の資料のほかに参考資料を3点つけてございます。まず1点目が「港区公の施設の使用料算出にあたっての基本的な考え方」という資料でございます。それから「スポーツセンターの使用料について」という参考資料でございます。また、もう一点、「港区スポーツセンター条

例の改正内容の概要」というA3版の資料でございます。

現在、港区のスポーツセンターは、田町駅東口北地区公共公益施設として整備を進めているところでございます。今回、新スポーツセンターの整備に向けまして、指定管理者候補選定を控えまして条例改正を行うものでございます。

今回の改正議案につきまして、改正の施行時期が3回ございます。その点につきましては、A3版の参考資料「港区スポーツセンター条例の改正内容の概要」をご覧ください。

A3の資料でございますが、まず日付でございます。現行の平成25年3月31日までのところの列でございます。そこから次の隣に飛びまして平成25年4月1日から平成26年3月31日の1年間でございます。ここがまず1回目の施行でございます。

次に、2回目の施行でございます。平成26年4月1日から予定としまして7月21日とさせていただきます。

次に、一番向かって右の列でございます。教育委員会が定める日……。大変申し訳ございません。「7月22日」の誤りでございます。申し訳ございません。資料の修正をよろしく願いいたします。

こちらは、3回の施行に分かれております。まず平成25年4月1日の施行でございます。第11条、使用料の不還付のところでございます。こちらの方は、使用料の不還付、先程校外学園、生涯学習センター、生涯学習館、学校施設で条例のご審議をいただきました。不還付から還付に区全体の方向性を、かじを切るというところでございます。この改正をまず1回目の平成25年4月1日に施行いたします。現行スポーツセンター、ほかの施設と同じように「既に納めた使用料は、還付をしない」というような規定になっております。ここの部分を「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる」という規定に改めるものでございます。

次に、2回目の施行でございます。2回目の施行、平成26年4月1日でございます。平成26年4月1日につきましては、先程議案第1号でご審議いただきました新たな指定管理者導入にあわせた検討でございます。平成26年4月1日から新指定管理者を選定いたします。そのため、新指定管理者の選定にあわせ改正をするものでございます。

まず下におりていただきまして、第2条の事業でございます。こちらの方は、新スポーツセンター、現在、施設の利用に関することのみの事業として記載をされているところでございますが、新しい指定管理事業者につきましては、「スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及に関すること」、「スポーツ及びレクリエーションの支援及び相談に関すること」の事業を新たに追加し、より積極的に事業展開を行っていくものでございます。

それから恐れ入りますが三つ飛びまして、第6条の「区民無料公開の日」の規定をご覧ください。こちらの方は、平成26年4月1日から利用料金制を新指定管理者に合わせまして採用いたします。そのため、こちらの方の規定を「区民無料公開の日」、現行「使用料は無料とする」。「港区に住所を有する者に限りスポーツセンターを利用することができ、使用料は無料とする」という規定を「ス

スポーツセンターを利用することができ、スポーツセンターの利用に係る料金は無料とする」という「使用料」から「利用料金」に表記を改めさせていただくものでございます。

一つ飛んで第9条の使用料でございます。使用料、こちらの方は現行、使用料という規定になってございますが、平成26年4月1日に新指定管理者にあわせまして利用料金制度を導入いたします。そのため、こちらの方は「使用料」という文言を「利用料金」という表現に改めるものでございます。

また、改めまして、利用料金を既に導入しておりましたことによりまして、「利用料金の額は別表」、後ほど説明いたしますが、「別表の定める額の範囲内において、あらかじめ委員会の承認を得て、指定管理者が定める」という文言を加えます。利用料金という上限を設定いたしまして、その上限の範囲内で、教育委員会の承認を得て金額を定めていくものでございます。

また、3項のところにありますが、「利用料金は、指定管理者の収入とする」ということでございます。指定管理者にインセンティブを与えまして、より積極的に事業展開を図るものでございます。

次の第10条でございます。こちらの方は、これまで「使用料の減免」という規定でございました。使用料を特別の理由があるときということで減免をしてございました。こちらの方の減免の規定を「使用料」から「利用料金」に改めるものでございます。

次の第11条でございます。第11条につきましては、先程25年4月に「不還付」から「還付」に改正の規定を改めたものでございます。その一度改めました改正の規定を再度、今度は利用料金制を導入いたしますので、「使用料の全部又は一部を還付する」というところから「利用料金を全部又は一部を還付する」というところで、こちらの方を改めるものでございます。こちらの方は、平成25年4月で一度目の改正を施行し、平成26年4月で二度目の改正を施行するところでございます。

次に、第20条でございます。こちらの方は、指定管理者の取り消しの文言になります。平成26年4月から指定管理制を導入いたしまして、利用料金制を導入いたします。このところで利用料金を入れることによりまして、利用料金、万が一の場合でございますが、指定管理者を取り消した場合、利用料金という制度にさせていただいておりますので、その利用料金、指定管理者が取り消された場合、教育委員会が直接管理運営を行う際に、「利用料金」という文言を「使用料」という文言に読みかえる規定を新たに加えるものでございます。

次に、別表でございます。別表は、おのおのの各部屋の料金を定めてございます。各部屋の料金を「使用料」という形で現行定めているところでございますが、26年4月から「利用料金」という形で料金表を定めさせていただきます。

また、定めさせていただいた次に、一番向かって右側の行でございますが、スポーツセンターの開設日、開設する際にあわせまして、新設の使用料金を「24年港区公の施設の使用料算出にあたっての基本的考え方」という全庁的な考え方ができております。こちらの方の算出基準に基づきまして、利用料金の上限額を設定するものでございます。

こちらの別表にあります、別紙で新施設に適用します「24年港区公の施設の使用料算出にあた

っての基本的な考え方」を説明させていただきます。恐れ入りますが参考資料「港区公の施設の使用料算出にあたっての基本的な考え方」の資料をごらんください。A4版の3枚物の資料でございます。「24年12月20日の企画経営部」という記載になっている資料でございます。

これまで区では、昭和56年度に使用料の算出にあたっての統一的な考え方を示してございました。その後、平成9年に「基本的な考え方」を改定されまして、実態に合わせて使用料の見直しを実施してきたところでございます。

また、13年度には、「基本的な考え方」を再度改定しまして、受益者負担の原則に基づきまして、施設の維持管理に係る全ての経費を算出基礎に含めるとの観点から、算出基礎に人件費を含めることにいたしました。しかしながら、平成13年度社会経済情勢を考慮し、使用料の見直しは見送ることにしたという経過がございます。

13年度以降、新たに設置をいたしました芝公園多目的運動場及びスポーツセンターのプール棟につきましては、13年度に改定しました「基本的な考え方」に基づいて算出をしているところでございます。

また、他方、虎ノ門いきいきプラザ、神明いきいきプラザの使用料については、他のいきいきプラザとの整合を図るため、平成9年度の「基本的な考え方」に基づき算出している経過もございました。

この間、平成18年4月に、指定管理者制度を導入してございます。そうしたところから、後段でございますが、一番最後に飛びますが、現状を踏まえ、受益者負担の原則に基づきまして、改めまして施設使用料の算出の統一的な考え方を示す必要があるという状況がございます。また、指定管理者制度の導入によりまして、施設管理形態の変化に対応が必要であることから、改めて今回「基本的な考え方」を策定したところでございます。

裏面をごらんください。裏面2です。施設使用料の基本的なあり方としましては、まず受益者負担の原則でございます。受益者負担、「公の施設の使用は利用者が特定に受ける利益であることから、利用者が負担しない場合、税金に賄われることによりまして施設を利用しない区民との公平性を欠く」というところがございます。このため、施設の維持管理等に要する管理経費（行政コスト）は原則として利用者が負担するという原則でございます。

また、人件費の算入でございます。人件費の算入についてということで、行政コストの中に人件費を含めるということを改めて記載しているところでございます。

また、他方、減額・免除についてでございます。公の施設は、経営主体が営利を目的とする企業と異なるところで、公共の福祉を前提とするところでございます。子ども、高齢者、障害者等、社会的に援護が必要な方や施策推進のために個人・団体に対して使用料の減額や免除を行うことができるとしてございます。

また、この「基本的な考え方」の対象施設でございます。区民センター、大平台みなと荘、区民斎場、勤労福祉会館、商工会館、いきいきプラザ、健康増進センター、男女平等参画センター、学校施設等、生涯学習センター、生涯学習館、スポーツセンター、運動場、武道場、校外学園が適用さ

れております。

なおでございますが、図書館など法令により無料化が義務づけられている施設、区営住宅の駐車場、保育園、幼稚園などは別途の基準の考え方により使用料を算出するということになってございます。

また、5番でございます。区民以外による施設の使用について。区が設置する施設につきましては、施設の目的や運営状況に応じまして、区内在勤者等区民以外の方が利用に供することができます。その場合には、条例等により、申込期間や使用料において区民と違いを設けることができる考え方を示してございます。

また、6番目です。指定管理者制度導入施設の利用料金制についてでございます。指定管理者制度導入施設におきまして、利用料金制を導入する場合、利用料金の上限額を「基本的な考え方」に基づいて算出するものでございます。

今回、こちらの方の6番目でございますが、港区スポーツセンター、港区立運動場、港区立武道場がこちらの6番に該当するところでございます。

3番の施設使用料算出に当たっての算出基礎でございます。使用料算出の考え方、改めまして受益者負担の原則というところを記載してございます。その中につきましては、施設の維持・管理運営経費、人件費等一切の経費を算出基礎とする。例外としまして、用地取得費、建物建設費、高額な備品購入費、初度調弁に要するに経費、投資的経費に属する工事経費は、原則として除くものとしてございます。

また、ピアノや調理器具、音響設備等、特定の方が使用する付帯設備については、別途使用料を定めるということになってございます。

使用料の算出でございます。施設使用料の算出は、施設使用に係る人件費、維持管理経費、その他経費を合算したものとし、当該施設で行われる事業は経費に算入しないという文言を新たに記載しているところでございます。

裏面をごらんください。算入経費の図でございます。①の人件費、維持管理経費、その他経費を含んで、こちらの方を使用料算出の基礎とするものでございます。

4番目の施設使用料の算出方法でございます。

(2)番でございます。利用人員から使用料を算出する場合でございます。個人で利用する施設の使用料については、利用人員から算出することとしてございます。原則として年間所要経費、上に書きました人件費・維持管理費・その他経費に係る年間所要経費を年間利用定員で求めたものが個人で利用する施設の使用料となる使用料の算出方法となっています。

また、隣のページ5ページに移っていただきまして(3)でございます。面積から使用料を算出する場合でございます。会議室等がこちらの方に該当いたします。団体で使用する施設の使用料について、各施設を大・小規模集会施設等で分類し、各施設ごとに1㎡・1時間当たりの単価を求め、利用時間・面積を乗じて求めるとしてございます。

(4)の使用料算出の特殊な例でございます。スポーツセンターがこちらの方に該当しておりま

す。体育施設のうち、スポーツセンターについては、年間経費を競技場等経費とプール経費に区分をして算出するというふうになってございます。

また、②でございます。野球場・テニスコートでございますが、年間経費を面積及び利用時間で按分し、各施設ごとに1㎡・1時間当たりの単価を求めています。また、夜間照明等の特定経費がかかる施設については、別途使用料を算出するというものでございます。

5番の「基本的な考え方」の適用でございます。この「基本的な考え方」、使用料見直しについては、受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の変動、施設の運営状況を考慮して定期的に実施する必要があるとあります。また、統一的な考え方のもと、ある程度時期を合わせて施設の使用料を見直すなど、区民からも理解が得られる手法で見直すことが肝要ですということでございます。

これらのことから、「基本的な考え方」に基づき使用料を見直し、見直した使用料を平成26年4月1日利用分から適用するとしてございます。そのため、26年4月1日の適用分から、前のページでございますが、2ページから3ページに記載があります、これらの区有施設、区民センター等を初めこれらの施設は、平成26年4月1日からこちらの「基本的な考え方」に基づいた使用料によりまして新料金を改定するものでございます。

また、ただし書きがございます。26年度に改築・移転するいきいきプラザ、男女平等参画センター及びスポーツセンターにつきましては、施設利用日から適用するということになってございます。

6ページをごらんください。6番の激変緩和でございます。こちらの方の施設の使用料を見直す際、新たに算出した使用料と現行の使用料との間に相当の開きがある場合は、極力区民に負担がかからないよう、使用料の改定の幅を現行使用料の概ね20%を上限として改定するものでございます。概ね20%を上限とするという激変緩和をこちらの方で規定してございます。

また、施設使用料の定期的な見直しでございます。施設の使用料というところですが、こちらの方は、施設使用料は3年を目途に再計算し、改定幅の上限も含めて見直しをしていくというところを方針として掲げてございます。

こちらの基本方針に基づきまして、新たな港区スポーツセンターの施設の料金を計算をしてございます。そちらの方の計算をしたものでございますが、A4、1枚ものの資料でございます。「スポーツセンターの使用料について」の資料をごらんください。参考資料の「スポーツセンター使用料について」でございます。

1番の団体使用料は、各部屋の現行の使用料金になってございます。向かって右側が新施設の使用料になってございます。例えば第1競技場でございますが、現在1万4,600円の使用料のところ、アリーナでございますが、1万7,400円に改定をされるものでございます。

使用料の算出方法につきましては、先程の算出基準に基づきまして1平米当たりの単価を、下段でございますが、単価4,36円を計算したところでございます。この4,36円を基準にしまして、各部屋の所要の広さ、また、時間数によりまして新施設の料金を設定しているものでございます。

裏面をごらんください。裏面は個人の使用料でございます。個人の使用料でございますが、現行スポーツセンター、港区在住・在勤が400円になってございます。現使用料400円でございますが、こちらの方を、本来施設の使用料の算出方法の方、恐れ入りますが「*」の使用料の算出方法をごらんください。

新しい算出基準の方法に基づきまして算定をしますと、利用人数から使用料を算出いたします。想定される年間所要経費が4億2,000万円ほど想定しているところでございます。年間所要経費4億2,000万円を年間の利用人数48万7,864人で割ったものが840円になります。およそ840円、800円というところが新施設の料金になるところでございます。800円が新施設の料金になるところでございますが、先程申しました激変緩和措置、概ね20%を上限とした激変緩和措置によりまして、現行の料金400円に20%足しました480円を500円、ということをして新料金として設定しているものでございます。

以上のこちらの方の個人使用料でございますが、在住・在勤・在学者400円から500円に値上げをさせていただき、また、区外者につきましても700円を上限の800円に値上げをさせていただくというところが新しいスポーツセンターの個人の使用料というふうになっているところでございます。

こちらの方、先程26年4月1日から新料金を適用するというふうには、区の「基本的な考え方」に基づいては26年4月1日からという形で適用するところでございますが、新スポーツセンターにつきましては、指定管理者をこれから公募いたします。公募の要件を示す必要がございます。公募の要件を示す中で利用料金制を適用いたしますので、新施設の料金をほかの施設に先行して示す必要がありまして、今回新料金という形でお示しをさせていただいたものでございます。

説明については以上でございます。よろしくご審議をいただきましてご決定いただきますよう、よろしくお願いたします。

○澤委員長 港区スポーツセンター条例の一部を改正する条例につきまして説明をもらいましたけれども、何かご質問等はございますでしょうか。

一番大きなところは、今までの使用料から利用料金制に移行するということですか。

○生涯学習推進課長 港区スポーツセンターの大きな変更点は、委員長ご指摘のとおり、今までの使用料を区が歳入としていたものを、利用料金制をとりまして事業者の収入とするところの規定に改めるものでございます。この取り組みによりまして、事業者によりインセンティブを与えまして、事業者がより積極的に事業展開をできるように取り組むものでございます。その事業展開としましては、教室系の事業をさらにより充実することを狙いとしています。

この利用料金制でございますが、他区のスポーツ施設では、既に導入されている事例が多い状況です。23区中、既に18区が導入しているものでございます。新しい施設を機に、港区スポーツセンターもサービスを拡充したいというところを考えてございます。そのための取り組みとして利用料金制を導入したものでございます。

○澤委員長 算定のベースになる使用料のところにつきましては、人件費も算入する。より受益者

負担という考え方を徹底するという方針を区がとったということですね。

○**綱川委員** 団体スポーツセンター使用料についてですが、これを1年間トータルで見ると、午前午後というところに関しては料金が高くなるのかな、夜間については安くなってしまふのかなというようなニュアンスでとれるのです。そうするとトータルでとると、人件費を加味したのに全体的には増収になるのか。増収というか、トータルで高くなるのかどうかというのがこれだけだとよくわからないのですけれども、夜間についてすごく安くなったようなイメージがこれにはあるのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○**生涯学習推進課長** これまでの料金の設定でございますが、夜間につきましては人件費がかかるというところで高めに設定をされてきた経過がございます。これまでの料金の形態としまして、夜間につきましては係数を掛けまして料金を午前午後より高く設定をしているところでございますが、今回受益者負担の原則の適用というところで、夜間についても特に人件費の率としては変わらないだろうというところの判断がございまして、そのため午前午後、夜間という枠ではなく時間という形で料金の設定をしております。

○**綱川委員** そうすると、年間の全部100%稼働したときのトータルとしては、減りませんか。

○**生涯学習推進課長** 部屋数も増えている状況がございます。また、開館時間を変更してございます。現行、団体の使用を4枠としていたところが6枠。

○**綱川委員** 細かく貸せるようになった。

○**生涯学習推進課長** 4枠で休んでいる時間が結構、現行のスポーツセンターは多くなっております。そして、休んでいる時間を貸し出すような形に改めてございますので、実際の団体の貸し出しの稼働の時間としては増えるという状況がございます。

○**澤委員長** これまでと違って、使用料だから利用料金とは違うけれども、安くなっているところがかかなりあります。ただ、これの計算の根拠は、色々な経費等人件費も含めたものを、利用人数などで割っているわけですから、トータルの収入としてはちゃんとつじつまが合うようにできているということですね。分かりました。あとは指定管理者が入った場合に、指定管理者の努力によってどのくらいの利用料金になるか、その辺はこれからということですね。

○**生涯学習推進課長** 利用料金制でございます。今回お示しするのは上限の価格という形になってございます。上限の価格を今回算定させていただくわけなのですが、これから事業者が事業展開していく上で、より料金を引き下げて稼働率を伸ばせるという取り組みがあれば、料金を引き下げる余地というのは当然これから出てくると見込んでいるところでございます。

○**澤委員長** ありがとうございます。

○**永山委員** 回数券が特に書いていないのですけれども、なくなったということでしょうか。

○**生涯学習推進課長** これから料金につきましては、事業者の創意工夫といいますか、稼働率を上げるために事業者の創意工夫に委ねたいと考えてございます。現行、回数券という規定で回数券を規定してございますが、新施設につきましては、事業者の判断によりまして、例えばでございますが、午前券とか午後券とか、比較的あまり利用がないところを安くするような午前券とか、もしくは

は他区にあります1カ月の定期券のような形でより安く利用ができるような、そうした色々な料金形態をとっていきたいと考えてございます。そのため、こちらの上限ということを決め、事業者の運営の創意工夫に任せていきたいと考えて、今回、回数券というところは外しております。

○澤委員長 回数券だけではなくて、色々なサービスの形態が指定管理者の才覚で出てくる可能性が、そういう余地はあるということですね。

○生涯学習推進課長 既に他区におきましては、1カ月定期ですとか、家族券ですとか、ファミリー一券とか、そういったところでより料金を通常のものより安く設定いたしまして、利用いただいている状況がありますので、新しい施設につきましても、そうした他区と同じような仕組みを考えたいと思っておりました。

○澤委員長 ほかによろしゅうございましょうか。

それでは、採決に入ります。

議案第5号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

それでは、議案第5号につきましては、原案どおり可決することに決定いたしました。

6 議案第6号 港区立運動場条例の一部を改正する条例について

議案第7号 港区立武道場条例の一部を改正する条例について

○澤委員長 次に、議案第6号「港区立運動場条例の一部を改正する条例について」、議案第7号「港区立武道場条例の一部を改正する条例について」。この2点につきましては、改正理由が同一ということで、一括して説明を受け質疑応答後、個別に採決を行いたいと思っておりますけれども、よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、生涯学習推進課長、よろしくお願ひします。

○生涯学習推進課長 それでは、ただいま議題となりました「港区立運動場条例の一部を改正する条例について」、また「港区立武道場条例の一部を改正する条例について」です。

今回、新スポーツセンターとあわせまして、指定管理者公募選定を控えまして条例改正を行うものでございます。こちらの資料の方ですが、まず議案第6号の資料ナンバー6の資料、それから「運動場・武道場の使用料について」という参考資料でございます。A4版の2枚物でございます。また、A3版の「区立運動場条例改正内容の概要」という参考資料でございます。また、議案第7号、議案資料ナンバー7の「港区立武道場条例の一部を改正する条例について」の資料でございます。それに参考資料としましてA3版の資料でございますが、「港区立武道場条例の改正内容の概要」の参考資料でございます。

それでは、恐れ入ります参考資料のA3版の「区立運動場条例改正内容の概要」及び「武道場条例の改正内容の概要」の参考資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、こちらの運動場条例の改正でございますが、こちらの方も先程港区スポーツセンター条例でご説明をいたしましたように、3回に分けて改正を施行するものでございます。まず、1点目が3列目の行でございます。平成25年4月1日から改正を施行するものでございます。その右の隣でございますが、平成26年4月1日から改正を施行するものでございます。また、一番右側の列でございますが、教育委員会が定める日（平成26年7月22日予定）でございます。

まず、平成25年4月1日の施行でございます。こちらの平成25年4月1日の列をごらんください。第6条の使用料の還付をご覧いただけますでしょうか。第6条の使用料の還付でございます。こちらの方は、これまで議案の中で説明をさせていただきました、「使用料の不還付」から「還付」に条文を改めるものでございます。現在、使用料の方は「還付しない」という規定になっているところを、「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる」という規定に改めるものでございます。

使用料不還付から還付にするというものは、平成25年4月の施行でございます。

次に、その翌年平成26年4月1日から施行するものでございます。平成26年4月1日からの列をご覧ください。第2条の2、事業でございます。こちらの方は、運動場、新スポーツセンターとあわせまして指定管理者の選定を行います。その選定の新しい事業者には「スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及に関すること」、「スポーツ及びレクリエーションの支援及び相談に関すること」を新たに事業に加えるものでございます。

一つ飛びまして第2条の4の利用時間の行をごらんください。こちらの方は、平成26年4月1日から「運動場の使用時間」というふうになってございます。「運動場の使用時間」ということになっているのですが、利用料金制を平成26年4月1日からとることによりまして、「運動場の使用時間」という文言を「運動場の利用時間」という文言に改めるものでございます。

また、同じく第2条の5でございます。利用できるものの範囲の行をごらんください。こちらの方も「運動場を使用できるものの範囲」というところを利用料金制を導入しますことによりまして、「運動場を利用できるものの範囲」という規定に改めるものでございます。

同じく、次の行でございますが、第3条の利用の承認でございます。こちらの方も、「運動場を使用するもの」というところの文言を「運動場を利用する」という文言に改めます。

一つ飛んでいただきまして、第4条の利用料金でございます。こちらの方は、現行「使用料」を規定していたものを「利用料金」に改めるものでございます。

利用料金につきましては、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ委員会の承認を得て、指定管理者が定めるものでございます。利用料金は、指定管理者の収入とするという利用料金制度の趣旨をこちらの方に移させていただいております。

次の行でございます。第5条、利用料金の減免でございます。利用料金の減免でございますが、こちらの方は「使用料を減額し、免除することができる」ことを規定してございました。こちらの方を「使用料の減額・免除」から「利用料金の減額・免除」の文言に改正いたします。

その次の行でございます。第6条の使用料の還付でございます。使用料の還付につきましては、

先程「不還付」から「還付」に改正をしたところでございますが、さらに平成26年4月からは「使用料の還付」から「利用料金の還付」に改めるものでございます。こちらの方が2回目の改正になってございます。

次の行でございます。利用者の義務でございますが、使用者の義務でございます。こちらの方は「使用者」という文言を使っているところを「利用者」という文言に改めるものでございます。

また、第8条の損害賠償でございます。こちらの方も「使用者」と規定していたものを「利用者」、「使用する」とあったものを「利用する」に改めるものでございます。

また、第9条、利用承認の取り消しでございます。こちらの方も「使用」という文言を使っているところを「利用」という文言に改めるものでございます。

第10条でございます。第10条も同じく「使用」の文言を「利用」に改めるものでございます。

第13条は、指定管理者の指定の取り消しでございます。「利用料金」という表記をしてございますが、指定管理者が万が一指定を取り消されたとき「利用料金」としていたところを「使用料」と読みかえる規定を加えるものでございます。

第15条です。こちらの方は、「使用者に対して適切なサービスの提供を行う」というところを「利用者に対して適切なサービスの提供を行う」という文言に改めます。

最後の行になります。こちらの方は、別表に使用料をおのおの各運動場規定をしているところでございますが、こちらの方の使用料を平成26年4月1日から、先程ご説明いたしました「平成24年港区公の施設の使用料算出にあたっての基本的な考え方」に基づき算出した利用料金の上限額を記載するものとしてございます。

また、最後の列でございます。教育委員会が定める日、こちらの方は平成26年7月22日を予定してございます。平成26年7月22日でございますが、新しいスポーツセンターの開設予定としている日でございます。改めまして、こちらの方は教育委員会の規則で定めさせていただくところでございます。想定でございますが、7月22日を予定してございます。

それにあわせまして、2行目でございますが、休場日でございます。休場日でございますが、こちらの方、新スポーツセンターと合わせまして現在1月1日から1月3日まで、また、12月29日から31日まで、年末年始でございますが、6日間休んでいるところでございますが、こちらの方を新スポーツセンターの開設と合わせまして、新スポーツセンターと同じように1月3日の休み、それから31日を休みとするところでございます。29、30につきましては休場するというところを、今回、新スポーツセンターに合わせまして改正するものでございます。

一つ飛びまして次の第2条の5でございます。利用できるものの範囲でございます。こちらの運動場を利用できるものの範囲につきまして、新スポーツセンターの開設と合わせまして、区内の学校に通学している者、在学者の区分を改めまして規定をするものでございます。

また、前三号以外の者ということで、区民、在勤者、在学者以外の者に団体の利用を認めるものでございます。

次に、一つ飛びまして次の行でございます。第3条の2、利用の不承認をごらんください。こ

らの方は、現在、「営利を目的として利用するとき」は、利用できなくなっております。また、3項にございます「現にスポーツ、レクリエーションを職業としている者が、当該職業のために利用するとき」、こちらの方は利用できないことになってございます。ただ、ただし書きをつけまして、「教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない」というただし書きをつけてございます。こちらの方、新しいスポーツセンターでトップアスリートに触れる機会ですとか、大会の誘致ですとか、そういったところを掲げてございます。そうしたところに対応できるように、ただし書きを今回つけさせていただくものでございます。

以上が議案第6号「港区立運動場条例の一部を改正する条例」につきまして概要でございます。

続きまして、議案第7号の「港区立武道場条例」につきましても、同じく「武道場条例の改正内容の概要」の参考資料に基づきましてご説明させていただきたいと思っております。

こちらの武道場条例の改正内容につきましても、先程説明いたしました3回にわたって施行をするものでございます。まず1回目は平成25年4月1日、2回目が平成26年4月1日、また、3回目が平成26年7月22日、新スポーツセンターの開設に合わせました教育委員会が定める日を3回目の施行予定としてございます。

まず最初の施行でございますが、平成25年4月1日でございます。こちらの方は、第11条をごらんください。第11条、こちらの方は、「既に納めた使用料は還付しない」という規定になってございます。こちらの方を平成25年4月1日に、「既に納付された使用料を還付できる」という規定に改めるものでございます。

次に、平成26年4月1日の施行でございます。平成26年4月1日は、利用料金制を運動場・武道場に導入いたします。そのため、第9条の使用料の部分で、「使用料」から「利用料金」に変更するものでございます。

また、第10条使用料の減免でございます。「使用料」として減免をしていた規定が、今回「利用料金」という形になります。「利用料金を減額し、免除できる」という規定に改めるものでございます。

また、第11条でございますが、第11条は、使用料の「不還付」から「還付」に改正をいたしました。さらにまた改正を加えます。指定管理者によりまして利用料金が導入されますので、「使用料を還付する」という規定から「利用料金を還付する」という規定に改めるものでございます。

また、第20条でございます。第20条は、運動場・武道場、新しい指定管理者を選考いたします。選考に当たりましては、利用料金制を導入いたします。利用料金を導入することによりまして、仮に指定管理者が指定を取り消された場合、利用料金を使用料として読みかえることができる規定を加えるものでございます。

最後の行になりますが、別表として使用料を現行定めてございます。26年4月1日から、「平成24年港区公の施設の使用料算出にあたっての基本的な考え方」に基づき算出した利用料金の上限額を定めさせていただくものでございます。

また、最後の3回目の施行でございますが、教育委員会が定める日（平成26年7月22日）を

想定してございますが、こちらの方、休場日は、先程運動場と同じように1月1日から、こちらの方、休みを1月1日から1、2、3の3日間、それから31日を休みとするものでございます。

また、第6条でございます。利用できるものの範囲につきまして、こちらの方、在学者の部分を加えるものでございます。3番目にございます、「港区内の学校に通学している者」を利用の対象に加えるものでございます。

また、その他、こうした方々で構成される団体も利用できるような文言整理をするものでございます。

それから8条の利用の不承認でございます。こちらの方、「営利を目的として利用するとき」は、利用ができないところでございますが、先程大会ですとか、トップアスリートの練習の機会ですとか、そういったところを可能とするよう、ただし書きを設けまして、「委員会が必要と認めたときは、この限りではない」というただし書きを加えるものでございます。

恐れ入りますが、先程「港区公の施設の使用料算出にあたっての基本的な考え方」に基づき算出した利用料金の上限額を別表で規定させていただくというお話をさせていただきました。別表で規定させていただく料金でございます。参考資料の「運動場・武道場の使用料について」というA4版縦の2枚物の資料をごらんください。

こちらの資料につきましては、各運動場・武道場ごとに使用料を算出しております。まず、向かって右側が現使用料となっております。次に新使用料ということで、おのおのこちらの方の施設、麻布運動場、それから2番目、青山運動場、2枚目になります芝浦中央公園運動場、4番目になります芝給水所公園運動場、5番目になります埠頭少年野球場、それから6番目、芝浦中央公園運動場、7番目、芝浦南ふ頭公園運動広場、それから8番目です。氷川武道場という運動場の料金になってございます。こちらの方、新基準に基づきまして算定をしたところでございますが、おのおの結果的には算定料金でございますが、概ね20%の上限額というところの激変の緩和措置を適用してございます。おのおの維持管理の経費から算定をいたしますと、例えば一番上の麻布運動場でございますが、麻布運動場は野球場でございます。野球場を新基準に基づきまして施設の料金を求めますと、2時間当たり2万400円が想定されるところでございます。2万400円が想定されるところでございますが、現行の使用料3,600円でございます。3,600円の概ね20%増しというところで、4,300円が新たな新施設の料金として設定されるものでございます。

同じく麻布運動場テニスコートにつきましても、新基準に基づきまして算定をいたしますと1,200円が想定されるところでございますが、現在の400円の1時間の使用料から1面1,200円が想定されるところでございますが、400円を概ね20%の上限ということで500円が設定されるところでございます。

同様に青山運動場以下の運動施設につきましても、激変緩和措置として20%を適用しているところでございます。こちらの方が平成26年から適用されます新施設の利用料金の上限額となるところでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願ひいたし

ます。

○澤委員長 ありがとうございます。港区立運動場条例、また、港区立武道場条例の一部を改正する条例につきまして今、説明をもらいましたけれども、これもかなり詳しい説明でボリュームがたくさんありましたけれども、何かご質問等ございましたら、よろしくをお願いします。

○綱川委員 3点あります。参考資料の「区立運動場条例改正内容の概要」第5条の利用料金の減免のところに「2つの施設の夜間照明料が云々」と書いてあります、括弧書きの中。現行から同じなのですけれども。「芝給水所と埠頭少年野球場以外の運動場の照明料は除く」と書いてある。何か特別な理由があるんですか。この意味がよくわからないのが1点目。

あと2点目が、こっちの参考資料のA4版の2枚つづりのものなのです。6番は、表題が違っているのではないかな。芝公園ではないですか、6番。

あともう1点、8番の氷川武道場なのですけれども、新使用料の方の2,200円とボンと書いてあるのですけれども、これの単価というか、ほかは1時間単位とか全部書いてあるのですけれども、今回これが、今まで昼間とか夜とか平日とか全部分けてあったわけです。この意味が、2,200円とはどういうものか。

以上3点です。

○生涯学習推進課長 1点目でございます。「芝給水所公園運動場、埠頭少年野球場以外の運動場の照明料は除く」という規定でございますが、こちらの芝給水所運動公園、それから港区立埠頭少年野球場ですが、利用が少年団体の利用の施設となってございます。そのため、こちらの方、規則の方で照明料についての減免をしていく状況にございます。そのため、こちらの方が「除く」というふうにさせていただいてございます。

2点目、資料に誤りがありまして大変申し訳ございません。綱川委員ご指摘のとおり、6番につきましては「芝公園多目的運動場」の記載でございます。「芝浦中央公園運動場」と記載してございますが、「芝公園多目的運動場」が正しい表記でございます。大変申し訳ございませんでした。

3点目、氷川武道場の料金体系でございますが、こちらの方、現在1,800円を日中いただいているところでございます。日中の1,800円を基準に、夜間と、それから日曜日でございますが、日曜日は2倍とするというような規定になってございます。2倍となっているところでございますが、こちらの方、新しい算定基準に基づきまして受益者負担を適正に行っていただくために、2倍という規定ではなく1時間当たりコストは変わらないというような判断をしてございますので、1時間当たり1,200円という形で改めさせていただくものでございます。

○綱川委員 貸し出し単位は1時間なのですか。ここでそれを明示しておかないとほかは書いてあるので。ということなのです、言いたいのは。

○生涯学習推進課長 大変申し訳ございません。こちらの方、綱川委員ご指摘のとおり、時間単位が記載をされてございません。分かりづらい資料になってございますので、その辺は改めさせていただきます。大変申し訳ございません。

○澤委員長 いずれにしても、色々な時期に分けて改正が進むので複雑なのですけれども、新

しくなる平成26年7月22日予定というところから、休場日というのは、年末は31日だけということになるわけですね。私はテニスコートなどを利用するから、非常に身近に感じるのですが、30日まで利用できるという可能性は一応できているということですか。

○生涯学習推進課長 条例で規定をいたしますので、開園日となり、営業いたします。30日までテニスをお楽しみいただけます。

○澤委員長 正月も3日までということなので、4日間、だから、この点だけとっても区民にとっては非常にプラスになる改正だと思います。ほかよろしゅうございますか。

それでは、採決に入ります。

議案第6号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 ありがとうございます。

それでは、議案第6号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第7号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 ありがとうございます。

議案第7号につきましても、原案どおり可決することに決定いたしました。

第3 教育長報告事項

1 平成24年度教育委員会表彰受賞者について

○澤委員長 次に、日程第3 教育長報告事項に入ります。

まず初めに、「平成24年度教育委員会表彰受賞者について」。庶務課長、説明をよろしく願いいたします。

○庶務課長 それでは、教育委員会資料の1をご覧ください。「平成24年度の港区教育委員会表彰の被表彰者内示リスト」を配布してございます。

これは、教育委員会が表彰基準に基づき今年度表彰する、区立の幼稚園、小・中学校及び区立の幼稚園、小・中学校に在園・在籍する幼児や児童・生徒の表でございます。

表彰事由としましては、国及び公共団体、または公共団体に準ずる公的機関が主催・共催もしくは後援する都大会規模以上の行事で優勝もしくはそれに相当する成績をおさめたとき、これにつきましては、学業であったり、研究活動であったり、スポーツ、芸術等が幅広く認めております。また、善行等で顕著な功績があったときで、人命救助を行った者や災害を未然に防止した者、また、心身障害者、高齢者等に対する福祉活動や、それに類する行為を長期にわたり継続的に実践した者を表彰するというものでございます。

本日お示ししたリストですが、31名の児童・生徒が各学校から推薦されました。30番の青山中学校の3年生の生徒さんが、善行等継続的な福祉活動に基づくものでございまして、その他の方々は、都大会規模以上の行事で優勝もしくはそれに相当する成績をおさめられたという理由によるも

のでございます。

また、表彰理由につきましては、優勝もしくはそれに相当する成績というものを子どもたちの活動に対してできるだけ広く認めていくという考え方から、例えば大会の8位に入賞されているような児童・生徒さんなども、ここには表彰の対象とさせていただきます。

表彰者名は表のとおりで、在学、学年も表のとおりでございます。

簡単ではございますが、説明は以上です。

○澤委員長 ありがとうございます。「平成24年度港区教育委員会表彰 被受賞者内示リスト」について庶務課長から説明もらいましたけれども、何かございますでしょうか。

○綱川委員 3、4、5、6、あと裏面にも23、24と「若獅子旗」と書いてあるのです。今ちょっと何の競技かなと見たら、剣道でも「若獅子旗」と使っているし、野球でも「若獅子旗」と使っているのですけれども、これは何の競技かわからないのと、あと31番のジュニア音楽コンクールなのですけれども、部門は何かこれではわからないので、当日、表彰式のときには参加者にわかるように表示しておいたほうがいいのではないかなと思います。

○庶務課長 ありがとうございます。まず、若獅子旗の争奪というのが軟式野球連盟による野球大会で優勝したもので、ジュニア音楽コンクールについては、バイオリン部門で入選された方でございます。

○澤委員長 ほかに何かございますでしょうか。

子どもたちがスポーツにしろ音楽にしろ、あるいは勉強にしろ、目標を持って一生懸命やった結果に対して教育委員会として表彰するというのは、これは非常に意味のあることだと思います。

よろしゅうございますか。

2 港区幼稚園教育振興の検討に係るアンケート調査について

○澤委員長 それでは、次に「港区幼稚園教育振興の検討に係るアンケート調査について」。教育政策担当課長、よろしくお願いたします。

○教育政策担当課長 それでは、教育委員会資料ナンバー2「港区幼稚園教育振興の検討に係るアンケート調査について」ご説明いたします。

平成24年11月26日の港区公立幼稚園連絡協議会において、今後の幼稚園教育振興については、公立幼稚園が協力・連携のもと、入園を希望する3歳児から5歳児に対しての質の高いきめ細かな幼児教育のより一層の充実と推進を図るという方針が決定されました。

これを受けまして、今後、公立幼稚園が協力・連携のもと、質の高いきめ細かな幼児教育のより一層の充実を図るとともに、幼児・保護者が幅広く幼稚園を選択する条件の一つとして公立格差の是正を図り、積極的な幼稚園教育振興を推進するため、学識経験者を交え公立幼稚園代表者及び港区教育委員会職員で構成する検討委員会を設置し、検討するということになっております。

この検討に際しまして、現在までの幼稚園施策の経緯や現状の把握と分析、公立幼稚園が連携するための諸要件の整理を行うこととしております。

このために、まず現状の把握と分析のため、アンケート調査を実施いたします。アンケート調査につきましては、平成25年4月1日現在で満2歳から4歳児の幼児の保護者に対して、現在の子育ての状況、幼稚園への就園意向とその理由、幼稚園及び幼児教育全般への要望等を調査するものです。

アンケートの実施時期としましては、平成25年2月中旬以降を予定しております。調査対象者に調査票を郵送し、返信用封筒により回収するものでございます。

調査項目としましては、全員に対しての共通項目といたしまして、居住地域（町名や丁目）、それから区内居住年数や区内の定住意向、また、主に育児を担う人の属性や職業の有無、子どもの性別、兄弟姉妹の有無等をお聞きする予定であります。

裏面をごらんください。満2歳、満3歳、満4歳の保護者に対して、それぞれ幼児の状況に応じた質問項目を考えてございます。

満2歳児の保護者に対しましては、現在通わせている保育所の種類、また、今後通わせたいと思っている幼稚園、保育所の種類とその理由、現在幼稚園や保育所の情報の入手経路や子育て支援事業等ということで、児童館や中高生プラザ、また、未就園児の会や保育園で遊ぼう等、区で行っております子育て支援事業等の利用状況や希望に対してもお聞きしたいと思っております。

また、満2歳児の保護者で今後幼稚園を就園希望するとしている方に対しましては、3年保育の利用意向とその理由、また、幼稚園に求めているものをお聞きする予定であります。

満3歳児の保護者に対しましては、4月から通園する予定の幼稚園、保育所の種類とその理由、また、情報の入手経路や3年保育の利用意向とその理由、子育て支援事業等の利用状況をお聞きします。また、4月から通園を予定している幼稚園の種類とその理由や幼稚園に求めるものをお聞きする予定であります。

また、満4歳児の保護者に対しましては、4月1日に満4歳児となりますので、おそらく4月以降はほぼ全てのお子さんが幼稚園か保育所、何らかの園には通うことになると思いますが、その種類と理由、また、子育て支援事業の利用状況、そして4月から幼稚園通園予定者に対しては、幼稚園の種類、これは4月から2年保育で始まるのか、3年保育で3歳から通っていたのか、とその理由や幼稚園に求めるもの、それと3年保育を求めていたけれども2年保育になったというような理由の場合の方がいらっしゃった場合は、どのような家庭での子育て状況であったかもお聞きしたいと考えております。

今後の予定といたしまして、先程申しましたように25年2月中旬にアンケート調査を開始いたします。3月中にアンケートを集計、分析いたしまして、25年4月にはアンケート調査結果をご報告する予定であります。また、アンケートの調査項目に関しましては、区内の幼稚園長会、また私立幼稚園、子ども家庭支援部等関係部署からのご意見も聞いた上で、より検討に役立つ内容での調査項目としたいと思っております。

雑駁ではございますが、ご報告は以上です。

○澤委員長 ありがとうございます。幼稚園教育振興に関するアンケート調査につきまして説明

をもらいましたけれども、何かご質問等ございますでしょうか。

文部科学省も保育園、幼稚園、総合的に幼児教育の重要性を言っておりまして、港区でも当然よりよい幼児教育、また、私立と公立の連携ということも非常に重要な視点です。そういう中でよりよい幼児教育を実現するために検討委員会を設置するというので、その基本データとするため、2歳児から4歳児のお子さんをお持ちの保護者にアンケートをとるということですが、何かございますでしょうか。

教育政策担当課長、事務的なことはどこかに委託するのですか。

○教育政策担当課長 こちらのほうは業者の方に委託をすることにしておりまして、現在入札の事務手続をしております。

○綱川委員 これ、全保護者ですか、抽出ではなくて。

○教育政策担当課長 2歳、3歳、4歳の幼児をお持ちの保護者の方で、全件という形で調査をする予定であります。

○澤委員長 熱心に返してもらえば非常に重要なデータになるかと思います。

よろしゅうございましょうか。

3 新教育センター等整備事業に関する受託契約の変更について

○澤委員長 それでは、続きまして「新教育センター等整備事業に関する受託契約の変更について」。教育政策担当課長、説明をお願いします。

○教育政策担当課長 それでは、教育委員会資料ナンバー3「新教育センター等整備事業に関する受託契約の変更について」ご説明させていただきます。

新教育センターの整備事業ですが、国との合同PFI事業で実施しておりまして、平成21年6月に区と国が「気象庁虎ノ門庁舎（仮称）・港区立教育センター整備等事業に関する受託契約」を締結し、PFI事業者の選定やPFI事業者の管理監督等の事務を国に委託しております。国は、平成22年2月にPFI事業者と事業契約を締結して、平成23年5月の着工、平成25年9月末施設完成・引き渡しの予定で整備事業を進めておりました。

本事業は、当初、総合設計制度の活用を前提として事業を計画しておりましたが、整備を進める中で、容積率の制限緩和の手法が総合設計制度から地区計画制度に変更となりました。この整備手法の変更等に関して関係地権者間での協議に時間を要するため、国は平成23年3月にPFI事業を基本設計の途中の段階で一時中断しておりました。

地区計画の検討に関しましては、隣地開発者である森トラスト株式会社及びリーズ特定目的会社と虎ノ門三・四丁目地区まちづくり協議会を平成24年2月10日に設立して、新設区道の整備費用の負担割合等の協議を進めておりましたところですが、平成24年12月7日開催の第2回協議において合意するに至ったところです。これを受けまして、国が中断しておりましたPFI事業との契約を再開いたしました。

この間、3年程度スケジュールが遅延しております。このスケジュールの遅延によりまして、国

は平成28年度に施設完成・引き渡しの想定で予算要求の手続を行い、国とPFI事業者で締結している事業契約についての変更を平成25年4月1日付で変更することとなりました。

このため、区と国との間で行っております受託契約につきましても、平成26年3月31日までの事業期間を平成29年3月31日までと変更するというにいたします。

この受託契約に関しまして、1番、当初契約の内容とございますが、気象庁虎ノ門庁舎（仮称）・港区立教育センター整備等事業に関する受託契約。

契約の目的は、港区立教育センター整備等事業。

契約の内容につきましては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第2条第2項の特定事業に係る契約。

事業場所につきましては、港区虎ノ門三丁目33番、34番及び35番。

事業期間としまして、契約締結の日から平成26年3月31日までとしておりました。

契約金額につきましては、施設の整備費と国への委託事業の事務経費を合わせまして2億7,388万3,454円としておりました。

契約の相手方は、国の契約担当官、国土交通省関東地方整備局長となっております。

こちらの契約については特定事業に係る契約となっておりますので、平成21年度の第2回の定例会におきまして議決されておりました。議決事項となっておりますので、今回の事業期間の変更につきましても、平成25年度第1回の定例会の議案といたします。なお、今回は事業期間の変更に伴う施設整備費の金額変更はございません。ただし、国との受託契約に係る事務経費の支払については、各年度引き続き支払が発生するものでございます。

ご説明は以上になります。

○澤委員長 ありがとうございます。

当教育委員会の新教育センター等の整備事業が地元の地区計画、以前に経緯の説明をもらいましたけれども、遅れているということで事業期間の変更という、そのいきさつを説明もらいましたけれども、何かございますでしょうか。

○綱川委員 前に学校施設計画担当から、遅延とかその辺の説明は受けていたのですけれども、平成24年12月7日に道路の件が解決したということなのですね、それは、前にご説明あったとおりに道路の掛けかえがうまく決まったのですか。

○教育政策担当課長 今回の協議に関しましては、新設区道の整備費用の負担割合の協議が一定程度開発者間で合意がとれたので、これをもちまして新設区道の設計等についての協議が進められる。また、地区計画に関しましての協議が進められるという形になったものです。ですので、現段階で新設区道の設計等が全て決まったというわけではございませんが、協議が進み出したということでございます。

○澤委員長 大きな壁は一つ越えたという、そういうことですか。

○教育政策担当課長 はい。

○澤委員長 ほかに何かございますでしょうか。

教育委員会としては、新教育センターは非常に期待しているので、どんどん延びてしまっているのは非常に残念なことなのではと思います。

○**綱川委員** 今、新教育センターは仮住まいで手狭なところでやっているし、子どもたちの理科教育の充実とか、その辺を考えてなるべく早くつくりたいという状況で3年の遅れというのは、当初計画からやると相当のリスクを背負うという、それが「はい、そうですか」というわけには多分いかないと思うのです、民間の企業でしたら。国にお任せしているという部分は多分にあると思うのでしようけれども、やはり一刻でも早く、子どもたちのよりよい教育環境を整備するためにもお願いしたいところだと思うのですけれども。

○**澤委員長** よろしくお願ひいたします。

○**教育政策担当課長** こちらの協議会の方で今現在協議を進めておりますが、区といたしましても街づくり支援部との連携も進めまして、事業がより速やかに進むように努力はしているところでございます。

○**澤委員長** よろしゅうございますか。

4 中之町幼稚園仮設園舎設置と赤坂中学校改築について

○**澤委員長** 次に、「中之町幼稚園仮設園舎設置と赤坂中学校改築について」。学校施設計画担当課長、よろしくお願ひします。

○**学校施設計画担当課長** それでは、ご説明いたします。お手元資料ナンバー4をご覧ください。

本件は、平成24年3月に当委員会にご報告いたしました「中之町幼稚園について」に関連しまして、今後の動向等についてご説明するものでございます。

まず、1の経緯でございます。中之町幼稚園は、近年の入園希望が2倍を超えておりますけれども、幼稚園単独での課題解決ができずに多くの入園希望に十分こたえられないことが大きな問題となっております。そのような中で、教育委員会として赤坂九丁目の再開発の動向を見据えながら、幼稚園の設置について与条件の中で検討を行いましたけれども、再開発の中ではよりよい教育環境ということで改善等にはつながらずに、満足な結果が得られないということでございます。

一方、赤坂中学校は、平成19年3月に体育館等の施設整備基本構想・計画を定めましたが、こちらも敷地条件の問題等により具体的に計画を進めることができずに、校舎本体の老朽化も進んできているという状況でございます。

そこで、中之町幼稚園の移転をきっかけとして、赤坂中学校校舎・体育館等をあわせて総合的な改築ができないかということをお考えのわけでございますけれども、幼稚園、中学校、双方にとって教育環境の確保や計画性、経済性、施工性等の観点からも有効であるというふうに考えまして、平成24年3月の教育委員会及び庁議において、中之町幼稚園を移転し、赤坂中学校の敷地内を想定した新たな場所で整備・運営をすること、それから幼稚園の移転に合わせて中学校の改築も総合的に計画すること、さらには赤坂弓道場の本格整備や旧赤坂図書館の活用を前提とした改築計画を検討することを決定したということでございます。

続きまして、2ページをご覧ください。中之町幼稚園の仮移転についてでございます。

当初、幼稚園につきましては、仮移転せずに本設園舎の設置も想定していたところですが、赤坂中学校には既存不適格ですとか、工事動線等の施工性の問題、敷地全体の配置の問題等多くの課題がありまして、これらの検討には非常に時間がかかる。一方で、再開発事業もより具体的になってまいりまして、平成26年度秋には着工するという予定で進んでおります。それまでに幼稚園の移転が必要となりますので、想定していたスケジュールでは対応がなかなか困難となりましたために、中之町幼稚園は仮設園舎を設置するというところでございます。

設置場所につきましては、赤坂地区内から周辺までエリアを広げて探してきたところでございますけれども、条件に見合った場所がなかなか見つからないという状況がございます。そこで、移転はなるべく近接地でといった幼稚園の保護者の方々の要望、それからこれまでの同様の中学校等との連携等を考慮しまして、赤坂中学校の敷地内にあります「台形地」と言われる敷地を使用いたします。

(2)の仮設園舎の概要でございます。恐れ入ります資料4の2の1ページの「案内図および仮設園設置予定場所」の資料をごらんください。

赤坂中学校周辺の状況を記載しておりますけれども、真ん中のオレンジ色の部分、着色してございますところが仮移転の予定地の「台形地」と言われている部分でございます。

資料4の2ページにお戻りください。

敷地面積は約1,700平方メートル、延べ面積は約1,000平方メートル、費用につきましては約3億3,000万円程度を見込んでございます。

続きまして、今後の対応でございますが、中之町幼稚園の本格整備につきましては、赤坂中学校との改築計画と合わせて計画しまして、本園舎が完成次第、新園舎に移転するというところでございます。

園舎の規模につきましては、なるべく多くの園児を受け入れられるよう関係者と協議しながら調整いたします。

仮設園舎を設置する際及び設置後には、園児や生徒、歩行者等の安全に配慮した動線計画を考えます。

保護者への周知につきましては、これまで随時説明をしてまいりましたけれども、改めて決定次第、随時施設の周知を図っていくということでございます。

続いて、3ページをご覧ください。スケジュールでございます。

仮設園舎の運営開始までを表記してございます。平成25年7月頃から計画・施工を行いまして、平成26年7月頃に仮設園舎ができるということでございます。

恐れ入ります資料4の2の2ページ目をご覧ください。「中之町幼稚園仮設園舎スケジュール(案)」と表記してございます。

赤坂九丁目の再開発との関係をお示ししてございます。再開発は平成26年10月頃の着工予定となっております。引越し等を考えますと、平成26年7月頃には仮設園舎が完成していること

が望ましいということで、計画、施工期間を約1年と見ますと、台形地の埋蔵文化財調査もあわせて平成25年度当初から手続等を進めるということでございます。

中之町幼稚園の仮移転については以上でございます。

続きまして、赤坂中学校の改築でございます。恐れ入ります資料3ページにお戻りください。

まず、改築の必要性でございます。

経緯につきましては、先程、中之町幼稚園の説明と重複いたしますので省略させていただきます。

校舎の性能につきましては、耐震工事により安全は確保されているもの、設備を含めて老朽化が進んでいることや、バリアフリー対策等の問題があるということでございます。

生徒の需要につきましては、昭和50年頃までは300人以上の生徒が在籍しておりましたが、人口の減少とともに生徒数も減少し、平成17年には53人まで減少いたしました。その後また生徒数も増加し、現在は6クラス125名となっております。平成23年3月の人口推計をもとに推計では、概ね推計値またはそれを超える結果となっております、今後も同様に推移するものと考えてございます。

その他、地元の方々からは、中学校に関しては改築の早期実現が望まれているということでございます。

資料4の2の資料3ページをご覧ください。今ご説明いたしましたほかにも、敷地が高台にありまして工事車両の動線の確保が容易ではないこと、それから敷地北側の擁壁を抱えております問題、学校敷地にも段差がありますので、敷地全体の有効利用ができていないことなどの問題がございます。

以上のことから、現在の港区基本計画には計上されていないところですが、中之町幼稚園の移転を機会に総合的な改築計画が必要であると考えてございます。

基本の資料にお戻りください。今後の方向性を表記してございます。

今ご説明しましたように、赤坂中学校には課題、制約が非常に多いということでございますために、単純に計画を検討するということが難しい状況でございます。そのために、課題の抽出、解決方法等を整理するとともに、ボリュームスタディ等を含めて改築計画をより具体的かつスムーズに進めるために、基礎的な調査を行うということでございます。調査項目につきましては、ご覧のとおりでございますが、今後必要な事項について調整を図ってまいります。

最後に、中学校改築のスケジュールでございます。平成25年度から施設整備を進めるための調査を行うということでございます。その後につきましては、あくまで想定でございますが、平成26年度以降になるかと思いますが、基本構想・基本計画の策定、それから基本設計、実施設計を行った後に建設工事に着手していくものと考えてございます。

なお、表記はしてございませんが、直近の予定としましては、本日当委員会でご説明をしまして、平成25年2月中旬に区民文教常任委員会に報告の後に、中之町幼稚園・赤坂中学校を含めた関係者に説明を行ってまいります。

大変雑駁ではございますが、説明は以上です。

○澤委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対しましてご質問等ございますでしょうか。

私も赤坂に住んでいるので、今、課長から話がありましたように、地元にとっても非常に大きな関心事で、具体的なスケジュールが出てきたということは非常にありがたいことだと思います。中之町幼稚園の仮設園舎を台形の土地にということで、最終的にそこにまた赤中の新校舎を建てる。新校舎を建てる時に、仮設園舎というのはそのまま使えるのか、その辺はどうなのですか。また仮設園舎の仮設みたいなことになるのか。

○学校施設計画担当課長 委員長ご指摘のとおり、これから具体的な中学校、幼稚園、それから弓道場、それから旧赤坂図書館も含めた計画というのを総合的にまとめていくわけでございますけれども、そのときに今、計画をご説明しました仮設園舎というのが邪魔になる可能性もあるのですが、それは確かにないほうが計画としてはスムーズに、望ましい形ではございますけれども、そういった全ての配慮を含めまして改築の計画というのを定めさせていただきまして、最終的には仮移転です。そちらも壊しまして、グラウンドですとか、そういったもので活用ができるのではないかとこのように想定はしてございます。

○綱川委員 「リース期間72カ月」と書いてありますけれども、これは中学校及び赤坂地区の計画を6年間をめぐるといって計画を前提にこれはやっているのかというのが1点と、あと既存不適格の中の同一敷地に仮設建物を建てるということが、敷地分割とかしてやるのかどうか、以上2点について教えてください。

○学校施設計画担当課長 まず1点目のスケジュールに関しましては、想定されるスケジュールを整理しますと、概ね6年ぐらいはかかってくるのではないかとこのように想定しております。ただ、これも決まったわけではなく、今後の計画によっては非常に難しい工事になることも想定できますので、場合によってはもっと延びてしまうということも想定されます。なるべく短縮できるような方策も含めて検討してまいります。

2点目につきましては、既存不適格の中でどういう考えかということですが、台形地につきましては、ミッドタウンの開発を行った際に用地交換をしたところですので、もともと中学校の敷地には入っていなかった。今現時点では中学校の敷地として入っておるのですけれども、以前から入ってなかったということで、また独立させて計画をすれば、中学校の既存不適格には影響ないというふうに考えてございます。

○澤委員長 この件に関しましては、よろしいでしょうか。-

5 幼児・児童・生徒の事故発生状況報告について

○澤委員長 それでは、次に「幼児・児童・生徒の事故発生状況報告について」。学務課長、説明をよろしくお願いいたします。

○学務課長 それでは、幼児・児童・生徒の事故発生状況について報告いたします。資料ナンバー5になります。

資料1ページには、9月から12月までの総括を行ってございます。全体で11件、管理内の

事故が発生してございます。参考に昨年同時期では8件でした。

2ページには、7月に発生した管理外の交通事故1件の後から追加で報告がございましたので、本日この部分を加えまして修正版としてお出ししてございます。詳細につきましては、3ページからの資料でご説明いたします。

初めに、中之町幼稚園の3歳児です。9月20日に赤坂中学校前の原っぱで遊んでいまして、切り株から飛びおりた際にバランスを崩して転倒し、左ひじ下の骨折で通院10日でございます。

次に、青南小学校4年生です。9月26日の休み時間中に、他の児童から押されて転倒した際に床に歯をぶつけて、右上前歯の3分の1、左上前歯の先端部分を欠損し、通院6日でございます。

次に、本村幼稚園の4歳児です。10月2日に園庭で遊んでいたところ、他の園児が転がしたタイヤと接触して転倒しまして、左橈尺骨骨幹部の骨折で入院1日、通院11日となりました。

次に、青南小学校1年生です。10月4日の下校中、路上で転んだ際に前歯をぶつけ、左上切歯脱臼で通院10日となりました。

次に、御成門小学校5年生です。10月10日の体育の授業中に運動会の組体操の練習をしていたところ、バランスを崩して落下し、左手首の骨折で入院2日、通院5日となりました。

次に、港南幼稚園4歳児です。10月11日の昼食後に園庭で遊んでいたところ、雲梯から落下して左橈骨の骨折で入院3日、通院7日でございます。

次に、筭小学校1年生です。10月25日の下校時に、学校の玄関で自分が持っていた傘に足を引っかけて転倒しまして、額を打って裂傷と右手中指付け根の骨折で通院7日でございます。

次に、三光小学校5年生です。10月26日の学級活動中に、校庭で鬼ごっこをしている際に転倒しまして、右手橈骨と尺骨骨折で通院10日となりました。

次、神応小学校5年生です。11月2日の休み時間中に、校庭で一輪車から転倒しまして、右手首の骨折で通院7日となりました。

次、芝浦小学校1年生です。11月20日の休み時間中に、ボール遊びをしている際に他の児童と接触しまして、左目の打撲と眼窩骨の骨折で通院9日となっております。

次に、青南小学校5年生です。11月29日の学級活動中に、屋上でドッジボールしていた際に転倒しまして、左脛骨の骨折で通院9日となりました。

次に、7月分の追加でございますが、学校管理外の御田小学校6年生の事故でございます。7月9日に習い事から帰る途中、近道をしようとして桜田通りの横断歩道がない場所を横切った際、通行してきた車両の前輪で引かれ、右足首を複雑骨折したものでございます。入院19日間、通院23日、全治4カ月の事故でございましたが、現在では完治で元気で登校しているという報告を受けてございます。以上です。

○澤委員長 ありがとうございます。幼児・児童・生徒の事故発生状況につきまして説明をもらいましたけれども、何かご質問等ございますでしょうか。

この最後の4月から8月の追加分というのは、結構大きなけがなのですけれども、報告が遅れたというのは理由があるのですか、管理外ということですか。

○学務課長 発生が7月9日で、入院と通院を含めて当初から16週間の治療期間が見込まれていたため、実際に学務課の方に報告がありましたのが10月でございます。既に1学期分につきましては9月に報告済みでございましたので、今回の2学期とあわせて報告させていただきました。

○澤委員長 わかりました。本人はもう元気なのですか。

○学務課長 本人は元気いっぱい登校していますということでございます。

○綱川委員 今、澤委員長がおっしゃった交通事故なのですけども、これ、桜田通りという多分場所、崖の下のところの広い通りですよ。あそこを横断する、6年生。これは普段からの学校の指導とか、その辺が相当必要ではないかなということで、この辺で指導室は学校に対する何かはありましたか。

○指導室長 交通安全指導につきましては、新入生が入学する4月当初から指導しておりまして、特に交通安全週間を中心に年数回にわたり指導しているところでございますが、こういった事故が発生したということは重く受けとめまして、引き続き学校の方に繰り返し指導してまいりたいと考えております。

○澤委員長 よろしく申し上げます。

6 学校給食の生ごみリサイクルについて

○澤委員長 続きまして、「学校給食の生ごみリサイクルについて」。学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、「学校給食の生ごみリサイクルについて」ご報告いたします。資料ナンバー6でございます。

学校給食の調理過程及び残菜として発生いたしました生ごみにつきましては、堆肥化、廃棄化、電氣化ということでリサイクルを実施してございました。このうち電氣化リサイクルについては、昨年10月9日の当委員会でご報告しましたとおり、9月12日に電氣化処理施設の不具合が発生いたしまして、事業者から契約解除の申し入れがあったため、10月12日から、緊急対応で隣接する他社の施設で飼料化リサイクルを行ってございます。

電氣化リサイクルの施設の現状でございます。不具合箇所が判明して、その改修工事を行っているとのことで、本格稼働がいつになるか、そういった情報まではまだ入っておりません。

生ごみリサイクルにつきまして説明いたしますと、食品リサイクル法では、餌にする飼料化を含む肥料化、堆肥化、それと油脂、油にしていくものと、メタンに再生をして電氣化との四つが生ごみの再生の定義としてございます。これまでは学校給食の生ごみについては、9校分につきましては電氣化に限定して行っていたところでございますが、今回の緊急事態で飼料化リサイクルを色々調べていきますと、電氣化と同じ分別方法ということで、生ごみリサイクルは複数の方法があるということがはっきりいたしましたので、今後電氣化も含め他の手法も取り入れてリサイクルを実施していきたいと考えてございます。

複数の手法があるということからすると、事業者を特定する理由がないため、平成25年度から

は入札によって事業者を選定しまして、生ごみのリサイクルは継続していきたいと考えてございます。説明は以上です。

○澤委員長 ありがとうございます。学校給食の生ごみのリサイクルをどうするかということで、新しい多面的にリサイクルをするという、電氣化に限定せず食品リサイクル法に基づいたことをやろうということで説明をもらいましたけれども、何かございますでしょうか。

いずれにしましても、環境問題、資源問題、そういう循環して使えるということは非常に重要な視点なので、特に学校、あるいは教育委員会としては率先してそういったことに取り組んでいかなければいけない役目があるかと思います。他の手本になるような、そういうリサイクルができるといいなとは思っています。よろしゅうございますか。

7 生涯学習推進課の2月事業予定について

8 図書館・郷土資料館の2月行事予定について

9 2月指導室事業予定について

○澤委員長 それでは、次に、定例の各課の事業予定の報告ですけれども、本日は審議案件が多いので、資料の配布をもって報告とさせていただきたいと思えます。何かありましたら、次回に報告をお願いします。

10 平成24年度卒業式・修了式「お祝いの言葉」について

○澤委員長 次に、いよいよ3月も目前になりまして、平成24年度、小学校、中学校の卒業式、幼稚園の修了式、「お祝いの言葉」につきまして原案が出てきております。資料ナンバー10です。指導室長、よろしくをお願いします。

○指導室長 まず、幼稚園、小学校、中学校ということでつくってございまして、今回、幼稚園については例年こういった形ですけれども、小学校につきましては、昨年あったロンドンのパラリンピックの車椅子のテニスの男子シングルスにおいて国枝慎吾選手を取り上げまして、小さいころからのエピソードとして、将来に向かって目標を達成するために努力したということで構成してございます。

中学校でございまして、これも昨年度、ノーベル生理学・医学賞を受賞した京都大学の山中伸弥教授のiPS細胞を例にとりまして、この先生の生き方、そして考え方から学ぶということでエピソードを2つ入れて構成してございます。いずれにいたしましても、小学校、中学校それぞれ子どもたちが、紹介されたエピソードについて比較的身近に感じ理解しやすいだろうということで今回つくってございます。

○澤委員長 では、今日原案をもらったので、教育委員としてはこれを検討させていただいて、次回のときに改めて指導室長から読み上げと、それに対して我々の意見を出すという段取りでよろしいでしょうか。

卒業式は、教育委員会として非常に大事な行事で、また、子どもたちを送り出すという意味でも意味深い式典でございますので、指導室からの原案をよく読んでいただいて、忌憚のないご意見をいただければと思います。

「閉 会」

○澤委員長 本日予定しておりました全ての案件を終了しました。

庶務課長、ほかに何かございますか。

○庶務課長 特にございません。

○澤委員長 それでは、これをもちまして閉会といたします。次回は、2月12日火曜日、午前10時からの予定です。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(午後 0時18分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 澤 孝一郎

港区教育委員会委員 綱 川 智 久